

業務改革(BPR)推進業務 企画提案公募(プロポーザル)実施要項

1 目的

本県において、令和3、4年度に取り組んだ業務改革(BPR)導入モデルの構築事例を活用し、BPRの意義や効果、取組事例を分かりやすく職員に周知するとともに、どのようにしてBPRに取り組んでいくかを学ぶセミナーや研修会等を開催することにより、庁内におけるBPRの機運を醸成し、働き方改革の実効性を高める。

2 委託業務の内容及び期間

(1) 業務名

業務改革(BPR)推進業務

(2) 業務内容

別添「業務改革(BPR)推進業務委託仕様書」のとおり

(3) 実施期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 提案見積上限額

業務に要する総費用の上限は、6,270,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

※ 企画提案書に記載された見積価格がこの金額を超える場合は、審査の対象外とする。

4 事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式により実施する。

5 応募資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 愛媛県の競争入札参加資格登録者名簿に登録されている者又は契約の締結までに登録を得る見込みの者であること

- (3) 愛媛県から入札参加資格の停止措置を受けていない者であること

- (4) その他、次のいずれにも該当しない者であること

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)又は破産法(平成16年法律第75号)等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人

イ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人

ウ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

カ 暴力団又は暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人

6 再委託の禁止

受託事業者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、県の許可を受けた場合はこの限りではない。

※ 再委託を予定する場合は、提案時に再委託先を含めた体制図を示すこと。

7 実施スケジュール(予定)

本プロポーザルは次のスケジュールで実施する。

内 容	日 付	対応様式
企画提案募集開始	4月24日（月）	—
質問書提出期限	5月9日（火）	様式4
質問書に対する回答	5月12日（金）	—
参加表明書提出期限	5月15日（月）	様式1、2
企画提案書提出期限	5月25日（木）	様式5、6、7
審査会（予定）	5月31日（水）予定	—
審査結果の通知（予定）	6月上旬予定	—

8 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和5年5月15日（月）午後5時まで 必着

※ 持参の場合の受付は、土・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出先

〒790-8570 松山市一番町4丁目4-2

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課

(3) 提出書類

- ・企画提案参加表明書（様式第1号） 正本1部
- ・誓約書（様式第2号） 正本1部
- ・会社（法人）概要（任意の様式又は既存の資料、パンフレット等）

(4) 提出方法

持参又は郵送

9 質問の受付及び回答

(1) 提出期間

令和5年5月9日（火）午後5時まで

(2) 提出場所

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課働き方改革G

e-mail : smartgyouseisuishin@pref.ehime.lg.jp

電話番号：089-912-2229

(3) 質問方法

- ・質問書（様式第4号）によるものとし、電子メールにより提出すること。
電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
- ・電話連絡の後、電子メールで送信すること。
- ・電子メールの件名は「プロポーザル質問（BPR推進業務）」とすること。

(4) 回答方法

回答は、令和5年5月12日（金）までに県ホームページ上に掲載する。

※ただし、質問または回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者のみに対して回答する。

10 企画提案書の提出

「業務改革(BPR)推進業務委託仕様書」に基づき企画提案書を作成すること。

(1) 提出期限

令和5年5月25日（木）午後5時まで 必着

※ 持参の場合の受付は、土・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

9(2)に同じ。

(3) 提出書類

- ・企画提案書表紙（様式第5号） 正本1部
- ・企画書（様式任意）正本1部、副本6部（紙媒体により提出）、電子媒体（DVD）1枚
- ・費用見積書（様式第6号） 正本1部
提案する企画内容の実施に係る一切の経費を計上することとし、可能な限り具体的に記載した内訳書を添付すること。
- ・統括責任者、従事予定者一覧表（様式第7号） 正本1部
本事業にあたって十分な経験を有する者を統括責任者とすること。
参考となる履歴、資格等がある場合はその旨記載すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 作成様式

- ・A4判、片面印刷とすること。
- ・企画提案書の最初に目次を作成し、それ以降のページに1からページ番号を記載すること。

(6) 企画提案書に記載すべき内容

- ・業務実績
- ・当該業務の実施方針、スケジュール
- ・当該業務に関する具体的な提案
- ・当該業務の実施体制
- ・その他、追加提案（任意）
※ 本業務に関し必要、若しくは効果的と思われる提案があれば示すこと。

11 審査方法

- (1) 事前審査にて、参加申込をした者の応募資格要件及び提出書類の不備等を確認し、応募資格要件を満たし、提出書類に不備等がなければ選考対象とする。
- (2) 事業者の選定は、審査会を設置し、応募事業者の企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行い、最低基準を満たし、かつ評価点数が最も高い者を委託候補者として選定し、契約手続きを進める。
※プレゼンテーションの実施方法等については、応募のあった事業者に別途通知する。

(3) 審査基準

	評価項目	評価基準	配点
1	本業務の理解度	・本業務に対する理解は十分か。 ・提案内容が、本県の目指す業務改革の考え方と整合しているか。	20
2	本業務の実施体制	・本業務を円滑に実施するために必要かつ十分な人員体制を確保しているか。 ・作業手順等が明確に示されており、実施可能なスケジュールとなっているか。	20
3	専門知識及び経験	・本業務に従事する者は、十分な知見及び実績を有しているか。 ・関連する実績は十分あるか。	20
4	本業務の具体性及び実現可能性	・提案に具体性・妥当性があるか。 ・研修会の組成等において、自社ノウハウを活用した確度の高い提案が示されているか。	30
5	見積価格	見積書に所要経費や算定根拠が明確に示されており、提案内容に見合った適正な内容となっているか。	10
合計点数			100

12 結果の通知等

- (1) 審査結果は、応募者に書面により通知する。
- (2) 結果通知後、委託候補者と協議を行い、合意に至った場合、契約を締結する。
- (3) 審査内容及び経過は、公表しない。

13 欠格要件

応募者が、次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89条）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- (2) 審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (3) 本実施要領に違反又は著しく逸脱した場合
- (4) 同一の応募者が二つ以上の提案書を提出した場合
- (5) その他不正な行為があった場合

14 その他の留意事項

- (1) 企画競争参加に係る一切の費用について、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、応募申込を無効とする。
- (3) 提出書類受付後の差し替え及び再提出は、原則として認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 提出書類については、返却しない。書類は応募者に無断で二次的な使用を行わない。
- (5) 参加申し込み後、辞退する場合は、**参加辞退届（様式第3号）**を提出すること。

15 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、委託候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、県と委託候補者の双方が合意に至った場合に、委託候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

16 問い合わせ先

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2
TEL：089-912-2229 FAX：089-912-2284
e-mail：smartgyouseisuishin@pref.ehime.lg.jp